

別記第4号様式

入札条件

1 中間前金払について

(1) 請負代金額が300万円以上の工事(債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の工事)については、中間前金払を請求できるものとする。

(2) 債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、いずれかの会計年度において出来高予定額が300万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求できる工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

2 中間前金払の請求

(1) 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1(債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1(債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1(債務負担行為及び継続費に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものである場合に行うものとする。

(2) 部分払を行った後は、中間前払金の支払を請求することはできない。

3 部分払の請求

中間前金払の支払を請求した後であっても部分払を請求することができます。